

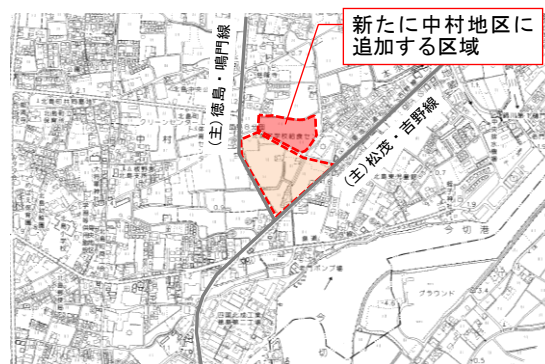
北島町中村地区地区計画（変更）に係る 縦覧の実施について

現在、北島町では、都市計画として「北島町中村地区地区計画」の変更を検討しており、このたび、案がまとまりました。つきましては、都市計画法第21条2項において準用する都市計画法第17条に基づき、都市計画の案の縦覧を実施します。

一地区計画概要一

中村字檜切・福神・江尻字川中須の地区できめ細やかなまちづくり計画として都市計画法に基づく「北島町中村地区地区計画」をすでに指定しています。

このたび、すでに営業している複合商業施設に加え、新たな施設の進出に伴い、敷地変更や施設の許容範囲の緩和など、「北島町中村地区地区計画」の変更を検討しています。この変更により適正に建築物等を規制・誘導（用途・敷地面積等の制限）することで、周辺環境と調和したまちづくりを目指すものです。



中村地区の位置及び区域

記

1. 縦覧の日時

令和4年10月6日（木）～10月20日（木）

※午前9時～午後5時（ただし、土曜・日曜日、祝日を除く）

2. 縦覧の場所

北島町役場建設課（北島町中村字上地 23 番地 1 2 階）

3. 縦覧する都市計画（案）

種類：地区計画

名称：北島町中村地区地区計画

位置：北島町中村字福神

区域：上図に示す区域

4. 意見書の提出

上記の都市計画の案について、北島町の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができます。なお、意見書を提出しようとする場合は、住所・氏名・年齢を明記の上、案件についての意見をできるだけ具体的に記載した書面を提出してください。

■意見書提出期間：令和4年10月6日（木）～10月20日（木）

■意見書提出先：北島町役場建設課（北島町中村字上地 23-1）

【問い合わせ先】北島町役場建設課 TEL 088-698-9808（担当：松浦）